



国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者に対する 傷病手当金支給のお知らせ

【支給対象者（次の全ての条件を満たす方）】	【支給に係る対象期間】
①栗山町国民健康保険、または後期高齢者医療保険に加入している方 ②給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方 ③新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった方	令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため就労することができない期間（ただし、入院が継続する場合は、最長1年6カ月まで）
【支給対象となる日数】	【申請】
就労ができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数	申請には、医師の意見書（医療機関を受診した場合）および事業主の証明書が必要となりますが、事前に必ず下記にご相談ください。
【支給額の計算方法】	【問い合わせ】
1日当たりの支給額（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷直近の継続した3カ月間の就労日数×2/3×支給対象となる日数（上限あり）	町住民保健課国保グループ ☎ 73-7508



行事等中止のお知らせ

月日	行事・イベント名
6月13日(土)	栗山消防団春季連合消防演習
6月27日(土)・28日(日)	大聖寺初夏祭 のんのさんの縁日
7月18日(土)・19日(日)	くりやま夏まつり



新しい生活様式の実践

新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けて、「新しい生活様式の実践」をお願いします。

【感染防止の徹底】

～「手洗い励行」と「咳エチケットの徹底」を
【北海道ソーシャルディスタンス】の促進～
～互いに手を伸ばしても届かない距離で



【持続化給付金申請サポート会場の開設】

「持続化給付金」について、電子申請を行うことが困難な方のためのサポート会場が、下記のとおり開設されました。相談を希望される方は、事前予約のうえ、ご相談ください。

■事前予約

新型コロナウイルス感染防止のため、完全事前予約制となっています。予約の方法は下記のとおりです。

- ① Web 予約：https://www.jizokuka-kyufu.jp/
- ② 電話予約（自動）：0120-835-130（24時間予約可能）
- ③ 電話予約（オペレーター対応）：0570-077-866（9:00～18:00）

■サポート会場

カルチャープラザ「Eki」多目的ホール
※7月9日(木)・10日(金)および第1・第3月曜日は定休日です。

【①特別定額給付金、②栗山町休業協力・感染リスク低減支援金、③栗山町中小企業等特別給付金の申請】

家計の支援や、町内中小・小規模事業者等の事業継続を支えるため、現在、上記給付金等の申請受付を行っています。申請を希望される方は、町ホームページ等で内容をご確認いただき、申請のお手続きをお願いします。

- ①の受付期間 8月12日(水)まで
- ②の受付期間 7月31日(金)まで
- ③の受付期間 令和3年1月15日(金)まで

感染症対策！

新型コロナウイルス感染対策

栗山町ショートステイ（自主隔離）安心支援事業

この事業は、発熱などの風邪症状がある方が、町内医療機関に受診または保健所に相談の結果、ご自宅での経過観察となった場合に、ご家族への感染不安を解消する取り組みです。

希望される方には、一時的に滞在できる施設を町が確保し、**発熱などの風邪症状がある方とその家族を分離**し、ご家族への感染に対する不安を解消するものです。

【対象者】

- ①発熱など風邪症状のある方で、食事等の身の回りのことを自身で行うことができる方
 - ②勤務先等から自宅待機の指示が出された方で、食事等の身の回りのことを自身で行うことができる方
 - ③PCR検査の実施または結果を待っている方で、食事等の身の回りのことを自身で行うことができる方
 - ④新型コロナウイルスに感染し治療の結果、陰性となった方で、食事等の身の回りのことを自身で行うことができる方
 - ⑤上記に該当する方の家族
- ※呼吸困難、倦怠感、高熱などの強い症状がある方や基礎疾患がある方は対象外です。

【一時滞在期間】

- ①原則として、発熱等の症状が回復するまでの期間（概ね3日から5日間程度）
- ②勤務先等から自宅待機の指示が出されている期間
- ③PCR検査の実施または結果を待っている期間
- ④新型コロナウイルスに感染し治療の結果、陰性となり自宅待機を行う期間

【滞在場所】

町有施設および町職員住宅等

【利用者負担額】

1泊300円～500円（宿泊料金の7割を町が負担）

【町のサポート体制】

- 町保健師による1日2回の電話による病状等の確認
- 利用者や家族から病状の悪化等の連絡があった場合などの医療機関との調整
- 滞在施設に緊急通報装置を配備し、緊急時における消防および医療機関との連絡体制を構築

【利用受付】

5月20日(水)～

【利用申込先・問い合わせ】

町新型コロナウイルス対策室 ☎ 76-7065

※一時滞在期間中における事故または体調の変化等につきましては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

